

< 川越市 >

『川越市・市道不正認定住民訴訟』

設置する必要のない市道を川合善明市長が認定し、市に不要な支出をさせたとして、道路整備費用など約 308 万円を川越市へ返還するよう求めた訴訟だ。事件の内容は本紙既報を参照して頂きたい。

[続々と明るみにでる川合善明市長の疑惑！](#)

第4回公判(11月7日)傍聴記

「あの」川合善明市長、ついに法廷に登場！！

川越市の市道 5565 号線(寺尾大仙波線)をめぐる、川越市民 23 名による住民訴訟(平成 30 年(行ウ)第 10 号事件)の4回目の公判が、11月7日 15 時 45 分、さいたま地裁C棟 105 号法廷にて開かれた。

市民を公然と呼び捨てにする川合善明市長…ついに「出廷」

前回の本紙傍聴記でも予告した通り今回の法廷に、遂に「あの」川合善明市長が出廷。特に本紙愛読者で本件裁判の傍聴に毎回訪れる川越市民らは「おお、初めて市長を見た！」と、本紙の「スター」川合市長の華麗なる姿に心を躍らせた。

なにしろ、本紙社主・松本と記者・大山を自らの「市長ブログ」内で公然と呼び捨てにして、謝罪どころか記事の修正もしないという非常識ぶりと反社会性を遺憾なく発揮する天下御免の「ブラック市長」である。

住民訴訟とはいえ、本紙関係者もいる法廷に川合市長がどのような顔で現れる…のか、本紙読者は勿論、市民の期待が膨らむのも当然だ。

さて、本件住民訴訟の被告は川越市(法的に正確に言えば、「川越市長」)だが、川合善明市長個人は残念ながら直接の被告ではない。

本紙前回傍聴記でも紹介したが、本件裁判における川合善明氏は「**補助参加人**」である。簡潔に言えば「**川越市が敗訴すると自分も責任を負う立場になる**」のが川合氏で、それだけに気が気ではなく、とうとう法廷にまで現れたのであろう。

今回の期日は、主に川合氏のスケジュールに合わせて、この裁判では珍しい午後3時45分の開廷となったと思われる。川合市長は「**補助参加人**」ではあるが、訴えられている側への参加だから法廷の被告席側に座っている。

原告側は、清水勉弁護士と出口かおり弁護士だ。

川合氏は、この裁判で川越市長の代理人となっている馬橋隆起弁護士の隣に座り、裁判官が入ってくる開廷前の間は何がそんなに楽しいのか、終始、ニタニタしながら何か私語を交わしていたが顔色がやけに黒ずみ、体の不調が見て取れた。

傍聴人のひとりが閉廷後に感想をもらしていた。

「わたしら裁判の素人には、てんで分らないんだけど、これって川越市が被告なんだろう…？で、そのトップは川合なんだろう？じゃあ、てめえだって被告みたいなもんじゃないのかな。法律では違うんだろうけど、「市」なんて奴が歩いてる訳ねえんだからトップの人間の責任だろ。それがなんで、あんなへらへらしてられるのか、不思議だよな。」

いずれにせよ、川合市長の登場でやはり「**補助参加人**」である齊木元市議親子の弁護士と共に、この裁判の被告側オールスターが被告席へ勢ぞろいした。被告側の席は、川越市職員など合わせて10人座っている。まるで組織防衛に必死になっている時の企業対応のようだ。

消えた地権者(?)をとぼける川越市

争点となっている本件市道は、そもそも公道である寺尾大仙波線の工事のために、立ち退かなければならない市民に提供する代替地が大きく関係している。

原告の訴えは「**代替地提供のために設置の必要のない道路を設け、わざわざ市道として認定したのは代替地整備を口実に、税金で齊木元市議の親族宅前まで市道(公道)を通し、齊木元市議らの便宜を図るためだった**」

(公道に面していなかった親族宅の土地を、幅4m以上の公道に面する土地に化けさせたことを意味する) というものだ。

なぜ、代替地整備が口実かというと市が代替地として用意した土地のうち、誰にも提供されないまま空き地になっている土地があるからだ。市は、寺尾大仙波線の工事のために立ち退く地権者の求めに応じて代替地を用意し

提供するのだから、普通に考えて空き地の代替地が生まれるはずがない（なお、原告は、この空き地の維持管理費も不正支出だと指摘している）。

川越市は「**空き地になったのは、代替地を希望していた地権者が途中で希望を取り下げたからだ**」と説明していたのだが、代替地を要する地権者が本当に存在していたならば、公文書に記録されていなければ可笑しな話になるのである。ちなみに、本紙記者の情報公開請求で開示された文書からは、ひとりの地権者が当初から代替地を希望していたことは分かったが、他の地権者については、「いつ」「どのくらいの広さ」の代替地を希望したかは全く分からなかった。

今回の訴訟で、まずこの点を明らかにするよう、原告・清水弁護士は被告に対して求めている（求釈明という）。仮に、市道設置の必要性を偽装するために、存在しない架空の代替地取得希望者を市がデッチ上げたとすれば、被告は根拠資料に基づいて具体的に説明することはできない。

そうなると、原告が訴えている川合市長と齊木元市議による不法行為疑惑が濃厚になる。ここでこの裁判をわかりやすく整理するために、箇条書き形式で、経緯を簡潔に説明しておこう。

1. この裁判は、代替地整備に必要なのない、かつ、本来、公道になる要件を満たしていない土地を道路として整備し、これを市道に認定した川越市を市民が訴えたものだ。

2. その「市道」は川合市長とは仲が良い齊木元川越市議とその親族の土地家屋にあからさまに面しており、「市道」だというその道路は、距離にしてなんとわずか100メートル。しかも航空写真で見ると、齊木一族の豪邸で行き止まりになっているという代物で、齊木元川越市議様用の道路であることが一目瞭然。誰がどう見たって齊木氏の豪邸のコンコースにしか見えない「私道」である。

そもそも市がこの「市道」を作ったのは、市議会（産業建設常任委員会）における市職員の説明によれば、「寺尾大仙波線」の事業について立ち退く地権者が「3世帯」あるから。つまり、一筆の広い土地に3軒分の代替地、それも、各土地がちゃんと道路に接するかたちで代替地を用意するには、「市道」を設置するしかない、という理屈である。

ところが、この3軒のうち1軒には、「市道」と関係なく、別の公道に面する代替地が提供されていた。市議会では、3軒の内訳が詳しく追及されずに市職員の大雑把な説明で丸め込まれてしまった。

どうやら、「市道」を作った土地を代替地として必要としていたのは、最初から2世帯だけだったらしい。

3. 2軒分なら、わざわざ「市道」を作らなくても、すでにある別の公道に接するように整備できる。もしかして市は、最初から空き地の代替地ができることを承知で、必要のない「市道」、それも齊木元市議の親族の豪邸のコンコースのような道路を作りたかったのではないか。この疑問に基づき、原告は住民監査請求を経て、今回の訴訟を提起した。すると今度は、市は「**実は4人の地権者がいた**」などと言い始めた。市議会での3件という説明は一体何だったんだ。
4. おいおい待ってくれ。ともあれ、現在も空地になっている「**消えた地権者用の土地**」は、齊木元市議親族の邸宅を正面から見て「市道」左側に沿った3世帯分の土地のド真ん中にある。なぜわざわざ真ん中を空地としたのか？理由は簡単だ。この「市道」は市長と仲が良い齊木元市議親族の邸宅に繋げるため、3世帯分の土地を口実にして「**100メートルの距離**」を稼ぐ必要があったからだ。
5. そのためには架空の地権者が必要で、市はそういうインチキをやったのだろう？と原告市民らは、強く疑いを抱いている。
6. 市民の疑念が勘違いで、市はなにも不正はしてませんよというなら川越市（つまり川合善明市長）は、「**4人(?)いたという地権者の存在と、それが減ったという経緯**」を資料に基づき具体的に説明できるはずだ。

だが、今のところ、川越市は沈黙。

4名(?)の地権者の存在と1名減った経緯を具体的に明らかにしていない。

川越市議会の大刷新を!!!

閉廷後、出口かおり弁護士からのレクチャーがあった。

川越市は、市道認定の後に代替地の希望申請を取り下げた人がいて、それで空き地が出来たと説明しています。行政手続きというものは「代替地を下さい」というのも「取り下げます」というのでも、普通は必ず書面でやり取りします。組織で仕事をしているからです。

ですから、市には、これらの文書もあるはずなのですが、今のところ、本件に関する資料は川越市からまったく出てきていません。また、当初の代替地の希望者の数も、議事録で確認できる話と、この裁判での市の主張とは合っていません。

あの市道を作る理由があったのかということをはっきりさせるためには、市には原告がした質問に答えてもらわなければなりません。

毎回、裁判のたびに市民、傍聴人に丁寧な解説をしてくれる清水勉弁護士、出口かおり弁護士に本紙は敬服する。と同時に、いったい川越市議会は何をやっているのかという義憤に駆られるのである。

市民が東京の弁護士と共に住民訴訟を闘っている本件「市道不正認定事件」はおろか、本紙が言及してきた小野澤議長が深く関与した「中院 私道舗装整備工事問題」、現在も裁判が続く「川合市長とカナイ消防機材の官製談合疑惑に関する名誉毀損訴訟」など全ては市議会が市民のために、誠実かつ正常に働いていれば起きていないはずだ。

また市民も、誠実かつ正常な市議を選出していれば、権力側に立って市税からの給料だけは取っている小野澤市議のような者が議長になることもなかっただろう。来年4月の市議会選挙では、「市民による川越市議会大刷新」を目指すべきだ。

最後に今回の裁判でのとっておきのエピソードを紹介しよう。

閉廷間際の次回期日確認の際、原告代理人・清水弁護士が「川合さん、午後1時30分で大丈夫なんですか？」と川合市長に声をかけた。

川合氏は一瞬、驚いたような視線を清水弁護士に向けて「うん、うん」という代わりに2度頷いてみせた。まさか、名指しで声をかけられるとは思ってもみなかったのだろう。本紙には、ユーモア精神あふれる清水弁護士が、川合氏に向かってあえて投げた「肩ならしの球」にみえた。

というのも、実は清水弁護士と川合市長が原告席と被告席で対峙するのはこれが初めてではないからである。昔、川合氏が弁護士だった頃（あ、今でも一応は弁護士か…）、ある裁判で清水弁護士と川合氏は対決している。

いわば、因縁があるご両人が、奇遇にも川越市を舞台に再び向かい合ったのである。

次回は歳も押し迫る

「12月26日午後1時30分、浦和のさいたま地裁C棟 105号法廷」である。裁判の行方が気になるのか焦りの色が濃い川合市長は、次回も出廷する。 ■